

公益社団法人青森県社会福祉士会
後援名義等使用許可取扱についてのガイドライン

1 趣旨

青森県社会福祉士会の後援名義使用の取扱いについて基準を定めるものである。

2 承認基準

次の(1)及び(2)に該当すると認められるもの

(1) 主催者の基準

- ① 行政、公益法人及びこれに準ずる団体
- ② 主催者の設立目的や組織が明確であり、事業遂行能力が+分あると判断される団体
- ③ その他、福祉団体等で特に公益性が高いと認められる団体

(2) 事業内容の基準

- ① 事業の目的及び内容が明らかに公共の福祉の向上に寄与するもので、公益性のあるもの
- ② 事業の規模・範囲が原則として県下一円にわたるもの
- ③ 営利を目的としないもの
- ④ 宗教的、政治的目的を有しないもの

3 その他

(2)にかかわらず、一部地域を対象とするものであって、公益性が高いと支部長が認めるものは後援を承認することができる。

また、経費の負担等を行わない。

4 申請手続き

後援名義使用承認申請書に次の書類を添付して申請すること。(後援名義使用承認申請書は別紙によるものとする。)

- (1) 主催者の存在及び基礎を明らかにする書類(団体規約等)の写し
- (2) 申請する事業に係る開催要項等の写し

5 附則

このガイドラインは、平成26年11月23日から施行する。

後援名義使用申請書

公益社団法人青森県社会福祉士会

会長 納谷 むつみ 殿

(申請者)主催団体名

所在地

代表者名

印

連絡担当者

電話

下記の事業(行事)について、後援名義使用いたしたく申請します。

事業名(行事名)	
期 間	
事業目的	
事業内容	
会 場	
参加人数	

添付書類

- 1 主催者の存在及び基礎を明らかにする書類(団体規約等)の写し
- 2 申請する事業に係る開催要項等の写し